明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年九月八日

香川県さぬき市鴨部一三二六番地二

有限会社ハイブリッド

取締役　大村　美香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百九十四万円減少し七百九十四万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十月十九日であり、株主総会の決議は、平成二十七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年九月八日

長崎県南松浦郡新上五島町七目郷六四二番地一

有限会社有川生コン

代表取締役　田中　康裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十七年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二日

掲載頁　三十一頁（号外第一四九号）

平成二十七年九月八日

鹿児島県姶良郡湧水町北方一八〇〇番地

ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社

代表取締役　大村　光毅

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を二十三億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年四月十五日

掲載頁　二頁

平成二十七年九月八日

埼玉県川越市南台一丁目九番

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

代表取締役　渡邉　安郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月二十七日

掲載頁　十一頁（号外第一九三号）

平成二十七年九月八日

埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目一番地八

日本航空高圧株式会社

代表取締役　鈴木　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年九月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年九月八日

東京都中央区日本橋本町四丁目一三番五号

株式会社情報技術センター

代表取締役　渕脇　靖弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年九月八日

京都府亀岡市西別院町柚原小原ヶ谷一一番地の一

一志株式会社

代表取締役　常次　正弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年九月八日

宮崎市大字田吉字松崎四九七七番地九六

サントンボ服装株式会社

代表取締役　安田　邦夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当会社の全ての日本における代表者である波田政和が退任することに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月八日

長崎県対馬市厳原町西里二〇一番地六

正道産業株式会社

日本における代表者　波田　政和

限定承認公告

本籍広島県広島市安佐南区祇園八丁目一〇四〇番地、最後の住所埼玉県草加市瀬崎二丁目三七番七号　被相続人　亡　引地　達郎

右被相続人は平成二十七年五月九日死亡し、その相続人は平成二十七年八月二十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

東京都文京区小石川四丁目一八番七号七〇四

限定承認者　引地　伸介

限定承認公告

本籍神奈川県秦野市今川町一〇五番地、最後の住所神奈川県秦野市今川町五番七号

被相続人　亡　綾部ユキ江

右被相続人は平成二十七年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年八月二十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

東京都港区西麻布一丁目一〇番一六号西麻布ロイヤルビル四〇二

限定承認者榎本ミヨ子

右法定代理人　廣島　貴子

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十三年四月九日（目次欄中）				
（原稿誤り）				
一二	二	五～四	終りから 平成十三年国土交通省告示第二百十四号	昭和三十五年運輸省告示第三百七十七号
平成十四年七月一日（目次欄中）				
（原稿誤り）				
一四二	一～二	百八十九号	平成十三年国土交通省告示第四百八十九号	昭和三十五年運輸省告示第三百七十七号
平成十三年四月九日国土交通省告示第四百八十九号（平成十三年国土交通省告示第二十四号の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
七	四	十四号	二平成十三年国土交通省告示第二百十四号	昭和三十五年運輸省告示第三百七十七号
平成十四年七月一日国土交通省告示第五百三十八号（平成十三年国土交通省告示第四百八十九号の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
一二三	一二	百八十九号	平成十三年国土交通省告示第四百八十九号	昭和三十五年運輸省告示第三百七十七号
平成十七年四月一日（号外第七十四号）国土交通省告示第四百十号（船舶に関する書類を提出する場合の国土交通大臣を代理する職員を指定する件の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
九六	四		二平成十四年国土交通省告示第五百十号	昭和三十五年運輸省告示第三百七十七号

◉号外　九月八日付第二〇五号六四
◉付録　八月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第一七〇号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）